

原子力規制庁
安全規制管理官(核燃料施設等監視担当) 殿

株式会社 日立製作所
王禅寺センター長
蒲生秀穂

コロナ感染症防止を踏まえた保安活動の弾力的運用について

1 目的

政府の緊急事態宣言に基づき、コロナ感染症防止を踏まえた保安活動の弾力的運用(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた原子力規制検査等の運用について(案) 令和2年4月22日 原子力規制庁)について、下記の通りの運用といたくご相談いたします。

2 前提

緊急事態宣言に基づき、王禅寺センターでは、時差出勤、在宅勤務等を行い、限られた人員で保安規定に基づく保安活動を実施しています。

一方、今後事態がさらに進展し、王禅寺センター内で感染者が発生した場合、全勤務者の出勤停止、所轄保健所の指導に基づく事業所の消毒による閉鎖等といった対策が予想され、保安規定に定める保安活動が実施できなくなるおそれがあります。

なお、王禅寺センターは廃止措置中の施設であり、原子炉の運転はなく、また、管理区域内での作業も行っておらず、通常時において線量変動の要因はありません。

3 運用案

上記のことから、王禅寺センター内での感染リスク低減のための弾力的運用を以下の通りとします。

保安活動の内容	巡視	測定
保安規定に定める頻度	週1回	週1回
弾力的運用の頻度	センター長の定める頻度 ^{※1}	センター長の定める頻度 ^{※2}

※1：月1回を目安とするも、感染対策の状況により決定する。

ただし、非常時(地震、火災、大雨、暴風等)は臨時に巡視を実施する。

※2：月1回を目安とするも、感染対策の状況により決定する。
ただし、非常時（地震、火災等）は臨時に測定を実施する。

なお、実際に巡視・測定の頻度を変更する場合には所管の規制事務所へ連絡するとともに、上記以外の弾力的運用が必要となる場合には別途申し入れ致します。

以上